

# 印南町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

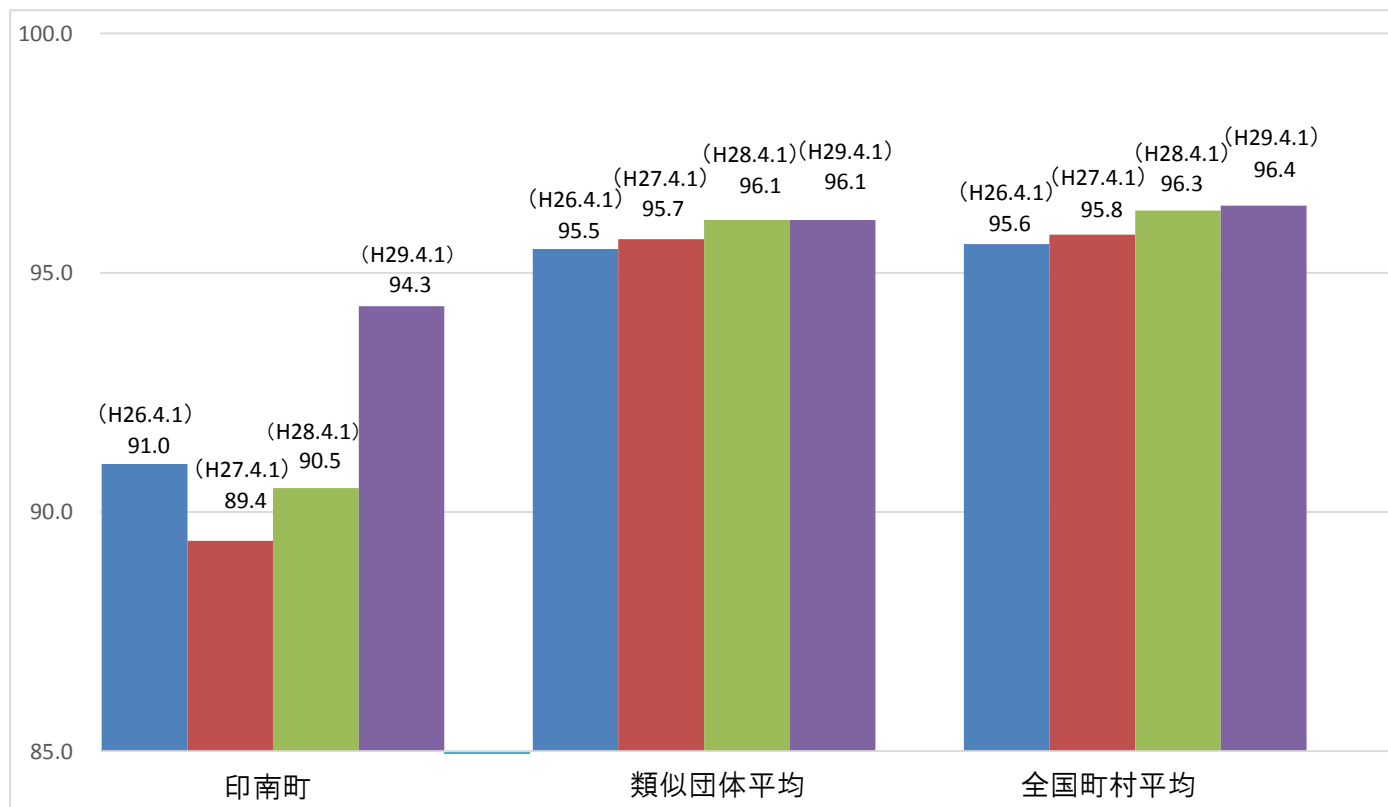
区分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成27年度の人件費率
平成 28年度	人 8,521	千円 6,291,960	千円 122,011	千円 649,116	% 10.3	% 12.0

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 28年度	人 84	千円 248,868	千円 29,199	千円 89,397	千円 367,464	千円 4,375	千円 5,647

- (注) 1 職員手当は退職手当を含めず扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、超過勤務手当および管理職特別勤務手当を合計したもの。  
 2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。(臨時職員含む。教育長除く)  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が印南町と類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

退職者及び採用者の増減等による変動、また、階層構造の変動があったため

**(4) 給与制度の総合的見直しについて**

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し  
 [ 実施 未実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容)一般行政職の給料表について、国の見直しを内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については引下げなし。高齢層については最大4%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②その他の見直し内容

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

**(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)**

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
印南町	37.5 歳	264,142 円	291,463 円	286,287 円
和歌山県	43.6 歳	331,927 円	410,367 円	371,964 円
国	43.6 歳	330,531 円	— 円	410,719 円
類似団体	41.7 歳	304,727 円	350,777 円	334,549 円

②技能労務職

※該当職員無し。

(注)1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

**(2) 職員の初任給の状況(平成29年4月1日現在)**

区 分		印 南 町	和歌山県	国
一般行政職	大 学 卒	178,200 円	184,800 円	178,200 円
	高 校 卒	146,100 円	150,500 円	146,100 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	148,200 円	— 円
	中 学 卒	— 円	135,500 円	— 円

**(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成29年4月1日現在)**

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満
一般行政職	大 学 卒	254,083 円	278,933 円	— 円	380,575 円
	高 校 卒	240,300 円	264,000 円	— 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

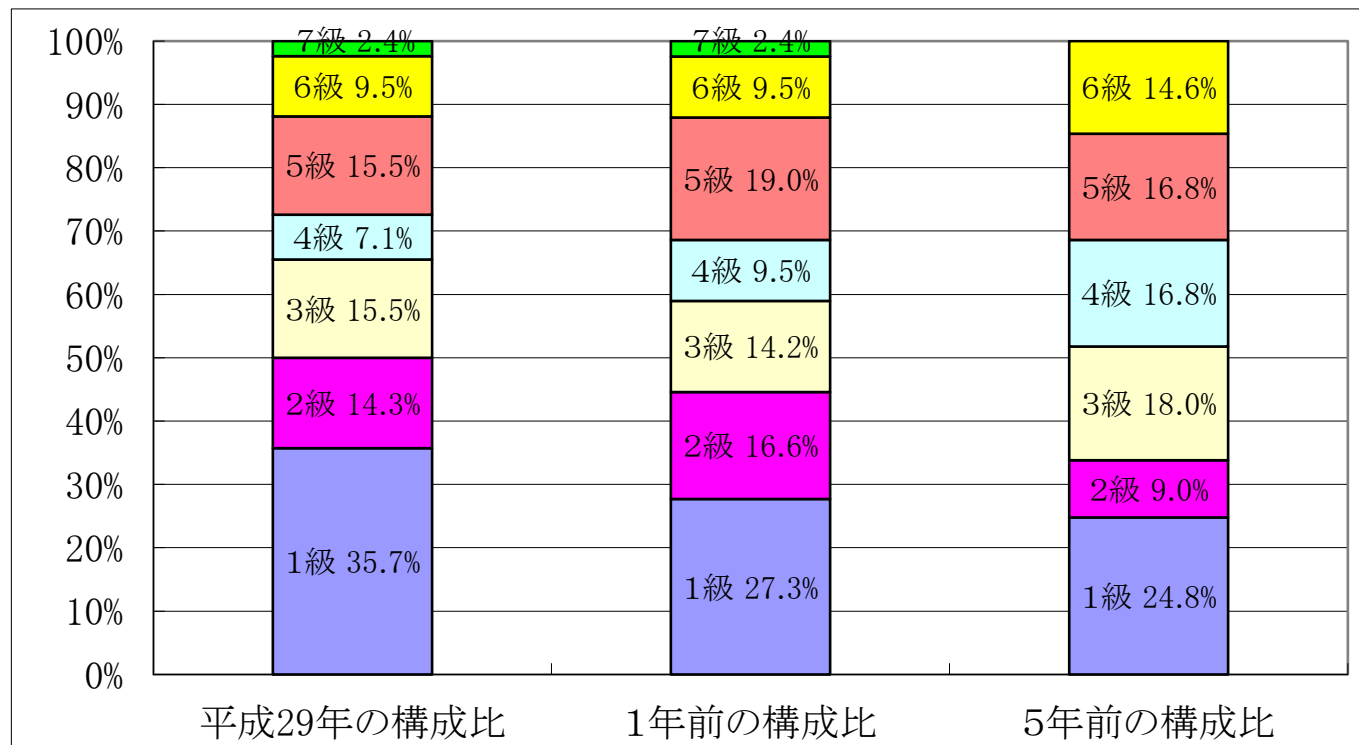
空欄は該当職員が無いため。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成29年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	参事	2 人	2.4 %	361,800 円	444,100 円
6 級	課長	8 人	9.5 %	317,700 円	409,400 円
5 級	副課長・主幹	13 人	15.5 %	287,100 円	392,200 円
4 級	課長補佐	6 人	7.1 %	261,100 円	380,200 円
3 級	係長・主任	13 人	15.5 %	227,900 円	349,200 円
2 級	主査	12 人	14.3 %	191,700 円	303,400 円
1 級	主事	30 人	35.7 %	141,600 円	246,600 円

- (注) 1 印南町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。  
 3 臨時職員は含んでいない。



#### (2) 昇給への人事評価の活用状況

平成29年4月2日から平成30年4月1日までの運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○	○	○	○
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	△	△	△	△
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

印 南 町	和 歌 山 県	国
1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,192 千円	1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,645 千円	—
(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%、10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20% 管理職加算10%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20% 管理職加算10%～25%

##### ○ 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当(平成29年4月1日現在)

印 南 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2%～45%			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2%～45%		
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額の60月分		退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額の60月分	
(退職時特別昇給	無)		(退職時特別昇給	無)	

##### (3) 地域手当

和歌山市内へ勤務の場合、給料、扶養手当及び管理職手当の合計額の6%を支給

##### (4) 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

(注) 特殊勤務手当は、平成22年4月1日から廃止しています。

##### (5) 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度決算)	7,073 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	133 千円
支給実績(平成27年度決算)	6,536 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	117 千円

(6) その他の手当(平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)
扶養手当	・配偶者 10,000円	同	-	8,345 千円	245,441 円
	・子 8,000円(職員に配偶者がいない場合、そのうち1人については10,000円)				
	・満16歳から満22歳までの子 5,000円加算				
	・配偶者、子以外の扶養親族 6,500円(職員に配偶者がいない場合、そのうち1人については9,000円)				
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して、家賃に応じて支給。最高限度額27,000円	同	-	828 千円	207,000 円
通勤手当	交通機関利用者には、その運賃等相当額を支給。	異	交通用具使用者の通勤距離が片道3kmのとき、1km毎800円加算。	3,348 千円	79,714 円
	交通用具等使用者に、片道3km以上のとき、1km毎に800円を加算した額を支給。				
管理職手当	参事 月額45,000円 課長 月額40,000円 副課長 月額25,000円 主幹 月額15,000円	異	参事 月額45,000円 課長 月額40,000円 副課長 月額25,000円 主幹 月額15,000円	7,430 千円	309,583 円

5 特別職の報酬等の状況(平成29年4月1日現在)

区分	給料		月額		等
	給	料	(参考)類似団体における最高/最低額		
給料	町長	720,000 円	820,000 円	378,500 円	
	副町長	590,000 円	678,000 円	471,000 円	
報酬	議長	300,000 円	364,000 円	222,000 円	
	副議長	240,000 円	285,000 円	178,000 円	
	議員	230,000 円	263,000 円	148,000 円	
期末手当	町長	(平成28年度支給割合)			
	副町長	2.60	月分		
退職手当	議長	(平成28年度支給割合)			
	副議長	2.60	月分		
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副町長	720,000円×在職月数×0.433	14,964,480円	任期毎	
	備考	590,000円×在職月数×0.258	7,306,560円	任期毎	

(注)1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

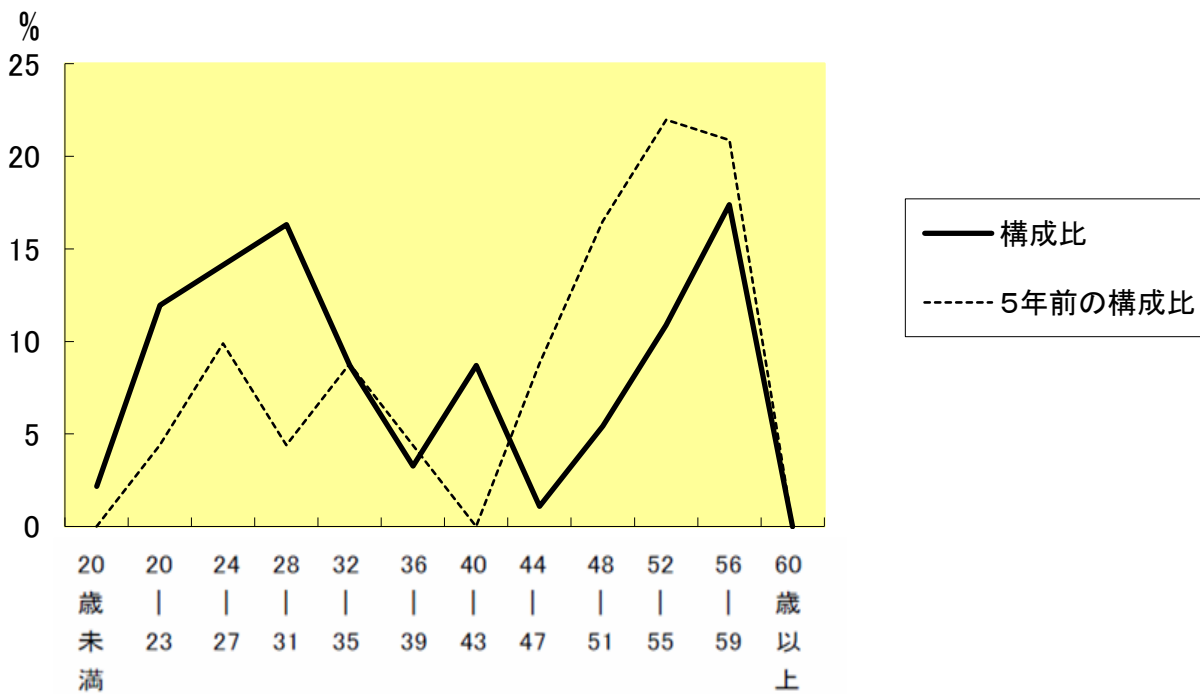
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成28年	平成29年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	22	22	0	
		税務	7	7	0	
		民生	7	8	1	異動調整による増
		衛生	9	9	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	7	7	0	
		商工	1	1	0	
		土木	12	12	0	
	小計	67	68	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 79.8 人 (類似団体の人口1万人当たり職員 128.54 人)	
	教育部門	17	17	0		
	消防部門					
	小計	84	85	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 99.75 人 (類似団体の人口1万人当たり職員 153.94 人)	
公営企業等 会計部門	水道	2	2	0		
	下水道	0	0	0		
	その他	5	5	0		
	小計	7	7	0		
合 計		91 [ 135 ]	92 [ 140 ]	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 107.97 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(臨時職員8名を含む。教育長を除く。)

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2)年齢別職員構成の状況(平成29年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	11人	13人	15人	8人	3人	8人	1人	5人	10人	16人	0人	92人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	63	65	65	67	67	68	7.9 %
教育	20	19	20	19	17	17	△ 15.0 %
公営企業等会計計	7	8	8	7	7	7	0.0 %
総合計	90	92	93	93	91	92	2.2 %

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 臨時職員8名を含む。  
 3 平成26年度までは教育長を含み、平成27年度以降は含まない。

7 公営企業職員の状況

■水道事業

(1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費 B/A	(参考) 平成27年度の総費用に占める 職員給与費率
平成28年度	人 —	千円 —	千円 —	千円 —	% —

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は含まない。

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村水道平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成28年度	人 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 6,166

- (注) 1 職員手当は退職給与金を含まない。  
 2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成29年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
印南町	33.5 歳	276,050 円	402,173 円
団体平均	44.4 歳	343,071 円	513,093 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

印南町		団体	
1人当たり平均支給額(平成28年度) — 千円		1人当たり平均支給額(平成28年度) — 千円	
(平成28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 — 月分 — 月分		(平成28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 — 月分 — 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%、10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~20%	

イ 退職手当(平成29年4月1日現在)

印 南 町					
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2%~45%			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2%~45%		
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額の60月分		退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額の60月分	
(退職時特別昇給	無)		(退職時特別昇給	無)	

ウ 地域手当

和歌山市内へ勤務の場合、給料、扶養手当及び管理職手当の合計額の6%を支給

エ 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

(注) 特殊勤務手当は、平成22年4月1日から廃止しています。

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度決算)	—	千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	—	千円
支給実績(平成27年度決算)	—	千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	—	千円

カ その他の手当(平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)
扶養手当	・配偶者 10,000円	同	—	— 千円	— 円
	・子 8,000円(職員に配偶者がいない場合、そのうち1人については10,000円)				
	・満16歳から満22歳までの子 5,000円加算				
	・配偶者、子以外の扶養親族 6,500円(職員に配偶者がいない場合、そのうち1人については9,000円)				
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して、家賃に応じて支給。最高限度額27,000円	同	—	— 千円	— 円
通勤手当	交通機関利用者には、その運賃等相当額を支給。	同	—	— 千円	— 円
	交通用具等使用者に、片道3km以上のとき、1km毎に800円を加算した額を支給。				
管理職手当	参事 月額45,000円 課長 月額40,000円 副課長 月額25,000円 主幹 月額15,000円	同	—	— 千円	— 円